

| | 課 題 | 具体的な見直し内容 |
|------------|---------------------------|--|
| 実施要領・要領の解説 | ▶ 請負代金内訳書の提出期間及び単価協議期間の確保 | ✓ 手続きフローの見直し ① 契約締結後、「請負代金内訳書」「単価協議書」「単価合意方式の選択について」※を一括送付。 ※:「単価合意方式の選択について」の送付は、分任官工事のみ。 ② 「単価合意書」の締結は、単価協議後速やかに行うことと明確化。 ③ 単価協議開始日は、契約後15日以降と明確化することで、分任官工事で個別合意方式を選択した場合の請負代金内訳書の作成日数を14日間確保する。 (14日以内に請負代金内訳書が提出された場合は、単価協議開始日前に調整することも認める) ④ 単価個別合意方式の手続きフローを本官・分任官別に作成。 |
| | ▶ 間接費の算出方法の解説 | ✓ 単価包括合意方式について、具体的な数値による算出例を追記。 |
| | ▶ 工事費構成書の提示 | ✓ 工事費構成書の提示を明確化 ① 請負代金内訳書の提出の必要がない工事※についても、請負代金内訳書を提出した場合は、工事費構成書の提示を求めることができることを明確化。 ※: 請負代金額が1億円未満又は工期が6ヶ月未満の工事で包括合意方式を選択した工事。 |